

## アンケート回答結果報告

今般、日弁連では、全国の死刑確定者本人を対象に、アンケート調査を実施した。これが、死刑確定者の処遇状況に関するアンケートとしては、初めての試みである。本文書はアンケートに対する回答結果を分析し、若干の考察を加えたものである。

### 第1 対象者

2006年1月11日段階で判明していた全国79名の死刑確定者へアンケートを送付したところ、58名から回答があった（回収率74.3%）。なお、回答者は男性54名、女性3名（1名は無記名のため性別不明）であり、施設別回答者数は以下のとおりである（括弧内は送付数）。

#### <施設別回答者数>

東京拘置所	31	(42)
大阪拘置所	13	(18)
福岡拘置所	8	(8)
名古屋拘置所	3	(4)
宮城刑務所仙台拘置支所	2	(4)
札幌刑務所札幌拘置支所	1	(1)
広島拘置所	0	(1)
計	58	(79)

### 第2 回答内容

#### 1 居室について

##### (1) 広さ

ほとんどが2m（幅）×4m（奥行き）程度で、4畳間（3畳間+1畳の板敷きトイレ・洗面所）である。

大阪と福岡は3畳間と、他より1畳狭いとの回答であった。

## (2) 窓の目隠し

窓があるものの、40ヶ所(房)に目隠し(一部を含む)がされている。目隠しの素材は曇りガラス、金属板、プラスチックであり、ルーバーが付けられているところ(東京拘置所)もある。

## (3) 窓の開閉

34ヶ所(房)は自分で窓を開閉できる。

## (4) 陽光

25ヶ所(房)は陽射しが入らない。

### 考察

一部を除き全国的に4畳ほどの広さ居室であり、通常の独居房とほぼ同じ広さである。全回答の7割近くに目隠しがあり、陽が差さない房が25ヶ所もある。

集団処遇を認められず、外部交通が厳しく制限されている確定者が、狭く、外も見えず、陽も差さない居室に独居拘禁されている実態が浮かび上がってくる。

## 2 運動

### (1) 回数

夏季(7~9月)は週2回、冬季は週3回、1回30分間との答が圧倒的に多い。福岡では1時間認められているとのことである。

### (2) 場所

屋外が21ヶ所、屋内が26ヶ所、屋上が4ヶ所である。

### (3) 運動場所の広さ

10㎡~15㎡との答が多い。居室と同じ広さという答が6ヶ所に及び、総じて狭い印象をぬぐえない。

### 考察

運動時間は福岡が1時間を確保しているが、その他は30分間である。1日1時間の運動時間の確保は刑事被拘禁者全般に必要なが、とりわけ死刑確定者は、公判への出廷機会もなく、一般の未決拘禁者以上に体を動かす機会が少ないため、運動の必要性が高い。1日1時間の運動時間を保障すべきである。

運動場は狭く、昼夜間独居者と同様にいわゆる「鳥カゴ」状の運動場で、単独にて実施させられている。しかも、運動場が屋内・屋上という回答が合わせて30ヶ

所にも上っており，土に触れたり，草花を眼にすることもできない人工的場所で運動させられている。

居室内でも，また運動・入浴時間も単独で過ごし，外部交通も極めて制限されている死刑確定者には，「自然に触れることのできる，十分に運動できる広さのある空間」と「時間」を与えるべきである。

### 3 外部交通

#### (1) 面会の相手方

大半が弁護士（元弁護士，再審弁護士）ないし親族（妻，元妻，子供，弟，義母，義妹、孫、従兄弟、子や兄弟の配偶者、養父母・養子など）に限られている。

身元引受人，支援者（特別面会人）との面会が可能な者が各1名。

面会人なしが15名。

#### (2) 定期的な面会人の有無，頻度

定期的面会人なしが36名。

頻度は，週5回（妻），週1回（2名），月4回（2名），月1回（6名），年6回（1名），年1～3回（4名）

#### (3) 最後の面会

17年前（1名），13年前（1名），4年7月～5年6月（4名），3年8月～4年前（2名），2年前（1名），1年6月～1年前（2名）

#### 考察

当然のことながら，弁護士と親族に限定されていることが判然とする。面会者がいない者が15名と約26%に上り，定期的な面会人のいない者は36名にも上っている。

また，1年以上面会人がいない者は11名と約20%に達している。

### 4 集団処遇

所内行事に参加できた者は，名古屋の1名（所内慰問演芸会年2回参加）以外にはいない。

5 処遇全般について改善，廃止を求める点及びその他

(1) (居室) 窓の目隠しを取り除く等して、空が見えるように。

居室の窓からわずかに「空」を見ることすらできない状況の改善を求める悲痛な声があがっている。

(2) (運動) 屋外運動場(地上)での、日光を浴びられる運動を。

屋内・屋上での運動が30ヶ所にも上っていることが、自然に触れられる場所での運動を求める声にもなっている。

(3) (食事) 食料品の差入を認めてほしい。生野菜，果物を加えるほか品目の増加を。

温かいものは温かいまま提供してほしい(冬は冷めている)。

食事が限られた楽しみの一つであり，改善希望が多い。

(4) (外部交通) 親族以外との面会を。再審支援者との面会を。弁護士との

面会に立会は不要。被害者，遺族への詫び状の発信を認めてほしい。

弁護士，親族以外の者との面会の希望が多く，その必要性も高いと思われる。弁護士との面会に立会がつくことへの不満も多い。厳正独居状態にあり，確定者が他者との交流を求めていることが伺われる。

(5) (その他)

- ・ 裁判所，弁護士への手紙の検閲中止
- ・ テレビカメラによる24時間監視の中止
- ・ 午後9時から朝6時30分まで点灯したままである
- ・ 3ヶ月に1回の定期的転房を見直すべし
- ・ 自由時間に他の被収容者と会話をしたい，2人以上で娯楽時間を過ごせるようにしてほしい
- ・ 職員に名札をつけるべし
- ・ 希望者には少なくとも14日前には執行の告知を
- ・ テレビ・ラジオ鑑賞を増やして
- ・ 自国語(日本語以外)でわかるようなテレビ・ビデオ・書籍・新聞を
- ・ 選挙権を認めてほしい
- ・ 情願が機能していないので，不服申立制度を見直して

- ・ 心情の安定は本人のために考慮されるべき
- ・ 寒暖対策をしてほしい

## 6 まとめ

死刑確定者は一切の集団処遇を認められず、4 畳間（一部 3 畳間）ほどの居室で独居させられている。運動も入浴も教誨もすべて単独である。加えて、運動場は 10 ～ 15 m<sup>2</sup> と狭く、かつ、屋内・屋上が 30 ヶ所にも上り、土に触れることも許されない状況には驚きを禁じ得ない。

外部交通は厳しく制限され、例外を除き弁護士と親族以外の者とは面会できない。また、面会者がいない者が 15 名、定期的な面会者がいない者が 36 名にも上っている。さらに、1 年以上面会者のいない者が 11 名もいる。

これらをまとめると、確定者が狭い居室に 24 時間、ぼつんと放置され、一切の集団処遇に参加する機会も与えられずにいることが浮かび上がってくる。

他者との交流（弁護士、親族以外の者との面会、所内での他の被収容者との交流）の機会を求める声が上がっていることは、確定者といえども人間として当然のことである。

こうした生の声を踏まえ、「死刑確定者」に対する処遇原則ないしは処遇方針をいかに構築し、実施するかを早急かつ真剣に考えねばならないであろう。

以上